

林災防柄発第135号
令和8年1月20日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

支部長 東 泉 清 寿

(公印省略)

林業労働災害防止対策の徹底について

日頃より、林材業労働災害防止活動の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の林業における労働災害は、令和7年12月末現在において12件と前年比6件減少していますが、令和7年11月には、林業個人事業者（一人親方）の方が、伐木作業中、かかり木の速やかな処理を怠り、かかり木に激突される死亡災害が発生する極めて残念な結果となり、令和7年12月には、立入禁止区域内での同時伐倒作業中の転倒災害が発生しました。

また、今年に入りチェーンソーを用いた伐木作業において「かかり木処理の禁止事項」による重篤災害が発生している状況にあります。

つきましては、本冬期期間における伐木造材作業中、これ以上の労働災害を起こさないためにも、会員事業場の皆様におかれましては、高年齢労働者と新規就業者の適切な作業方法の再教育を含め、労働安全衛生対策の推進と強化を図るため、下記事項を速やかに実施されますようお願いいたします。

記

- ①伐木作業における「立入禁止」の徹底及びかかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底と禁止事項の遵守
- ②車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全対策の徹底
- ③作業者相互間のコミュニケーションの活性化（指差し呼称及び合図・確認）の明確化
- ④安全衛生特別教育等の有資格者の確認と特殊健康診断（騒音障害）の受診勧奨
- ⑤労働安全衛生法の改正に伴う個人事業者等への業務発注における安全対策の徹底
- ⑥簡易リスクアセスメントの実施と自主的な安全衛生活動の活性化
- ⑦KY（危険予知）活動を活用した各種作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑧高年齢労働者と新規就労者への安全対策の徹底と効果的な安全衛生教育の実施
- ⑨安全衛生管理体制機能の点検・見直し（指揮・監督）徹底
- ⑩労働災害発生時の連絡体制の確認と迅速な情報提供の確立（休日を含む。）

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

Tel 028-652-2153

担当：大貫、齊藤